現場説明書

令和7年5月15日以降調達公告適用

				7417年3月13日以降明建公日週/		
	① (他工事等との調整)	についてけ	と関連するの	で相互の連絡調整を密にすること。		
	②(部分完成、着工保留)					
	③ (施工時間)	については、	まで <u></u>	〔すること、しないこと〕。		
	本工事の施	工時間帯は、昼間施工(
		0/)地工时间は、	: ~ :	_C 9 0°		
				28年6月9日付第201600036328号県土 、技術者の配置及びその他の取扱い		
エ	ついては、同	要領の規定による。		、実門名の追し及びでの一色の場合が		
程	工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長)					
	この工事の	工期には、鋼材調達期間		見込んでいるが、受注者の責に帰す		
		い事由により鋼材の調達 した書面により、発注者		を完成することができない場合は、 求することができる。		
	⑥ (週休2日工事)					
	=	道工事、港湾工事、漁港 鳥取県県土整備部週休2	· · · · ·	:30年3月12日付第201700297117号県占		
				pri.lg.jp/277262.htm に掲載された		
	上事調達公告 	日時点で最新の同要領の	規定に使い適休2日上	争を実施すること。		
用	① (用地、物件等未処理)	D 1714	がな	るので、監督員と打合せのうえ施工		
地関	行うこと。			るので、監督員と打合せのサス旭工		
係	なお、	頃	の予定である。			
	① (埋設物等の事前調査)					
		地下埋設物等の事前調査こりについて調査済み		・・(水道・下水道・電気・通信・ガ		
	事前調査済	<u>みのうち本工事区域内で</u>	埋設が確認されている	地下埋設物等は、(水道・下水道・		
	気・通信・ガ こと 。	ス・その他)で	あるため、各管理者の	立会を求めて埋設位置等の確認を行		
支障				確認を行うとともに、管理者不明の		
物	設物等か催認 ② <u>(支障物件)</u>	された場合は、監督員に	報告すること。			
件	せつに移記が	の施工に当って 完了する見込である。		が支障となっているが、		
		元」する兄丛である。 処理できなかった場合は	別途協議する。			
	③ (立木の置き場所)	の立木は伐採し、		に置くこと。		
	工 争 / 11 / 四 1	·> ±/Na/N/N O \		(CE (C ()		
	① <u>(低騒音型・低振動型建設機械</u>	<u>) </u>				
				、特に生活環境を保全する必要があ		
		•		設機械の指定に関する規定(国土交 械を使用するものとする。		
	該当工種:		、施工機械:			
公害対策						
対策						

濁

水 処

理

(1)

安全対策

【建設発生土(処理)】

(濁水処理)

① (交通安全施設等)

 (他工事等流用) 建設発生土は_ (片道運搬距離

(建設技術センター)

建設発生土は km) するものとする。なお、処理費として1m³当り 円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とするこ と。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数300kN/m²以上)

③ (民間残土受入地)

建設発生土は市・町・村 地内の _に運搬(片道運搬距離 km) するものとする。なお、処理費として $1 \, m^3$ 当 m 円を に支払うこと。 民間残士受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とするこ と。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数300kN/m²以上)

④ (+質改良プラント)

建設発生土は____市・町・村____地内の_ ___に運搬(片道運搬距離 建設発生土は<u> 市・町・村</u> 地内の (km) するものとする。なお、処理費として1 m³当り ______ 円を_ に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とす ること。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数300kN/m²以上)

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】

分別解体等)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとす る。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊 1 m³当り 円 アスファルト塊 1 m³当り_____ 建設発生木材 1 m³当り 円

② (他工事等流用)

〕は、_____市・町・村____地内 工事で使用する 「Co雑割材・ ものとする。

設副 産 物 の 処 理

		現	場	説	明	書	3
③ (バイオマス発電燃	紫料加工施設への挑	般出)					
	建設発生木材は_ への搬出(片道運掘 変更する場合には、	般距離_	km)を想定	し、1 t	の <u> </u> 当り <u> </u>	のバイオマス発電燃料加工施設 円を見込んでいる。搬出先を
マ お た	なお、公共工事で マスであることは、 採・運搬を行う者だ はければならない。 を行うこととしてい	で伐採す 立木の が由来を 当該コ	ける支障 D所有者 を証明す L事は、	木は、一月 (鳥取県) る場合は、 〔所有者	受木質バー 自らに、 鳥取県 (鳥取県)	より由来を 森林組合道) ・伐採	として区分される。一般木質バイオ を証明することを基本とするが、伐 車合会が登録・審査した認定団体で ・運搬を行う者〕により由来の証明 こ確認すること。
kı	建設発生木材は_ m)を想定し	円を	と見込ん	でいる。	これは、1	他の木材で	への搬出(片道運搬距離 市場等への売却を妨げるものではな
している。 しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	ヽが、売却先を変見 ☆出)	 まする場	易合の理	由を付し、	て協議する	ること。	
場に	等への 搬理車車 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	してこを鬼運鬼運、運(ヒードで協マ設、搬、搬、搬、搬平砂ト材い議ニへ、軍・軍・軍・関・軍・関・以、民	5 とフ般岩雕 雕 雕 を 見 。行ェ出美 9.9 市 市 片スてれこト完町 9 町 ・ ・ 等フは	はとを了_km に町km がア、他再行た富 、「村、村、 入ト等の資すと」費」費_費 し塊の付	 施設なき地用地用 用 T で2寸 一般設と書 T を T を T を T を T を T を T を T を T を T	出業す面吾当 当内的内的 こmm く が等。よ商事 1,8 mm く と以径 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	制
⑥ (最終処理等)	工 2次公害3						
道 ⑦ <u>(産業廃棄物の処</u> 理	重搬距離km)これは、他の施言	を想定	宦し、そ	の費用と	して1 t	当り	産業廃棄物処理場への搬出(片道 円を見込んでいる。 を変更する場合は協議を行うこと。
	産業廃棄物の処理は	に係る種	说に相当	する額を、		円見ù	込んでいる。
							鳥取県県土整備部技術企画課長通 もり等により監督員に協議を行うこ
⑨ (建設発生本材の)	 来形数量 ***********************************	D 14			=	- 30.31 - 4 -5	

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工	種	項目	規格	摘 要
建設発生		を行うこと。 平均的な1断面を計測。計 測に当たっては、頂部に最低 2箇所の折れ点を設けるこ と。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	折れ点を2点以上設ける平均的な断面
建設発生搬出量		マニフェスト又は伝票管理 を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行した ものでなければならない。

⑩ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

③ (景観評価)

- ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
- イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と 協議すること。
- ④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)に基づく工事成績評定の対象と 〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

- ア 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対 象設計 金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。)が、5 00万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事
- イ 鳥取県の管理する道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路に限る。) ・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。)することを目的として発注された工事(年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵茶処理工事)
- ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
- エ 機器の納品、部品取替等の建設工事(融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置 工事等)
- オ 工事目的物を伴わない建設工事 (旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等)
- ⑤ (監督体制)

本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、<u>(対象工事の区分を記載)</u>工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の 留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協 議するものとする。(重点監督工事等に適用)

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

 ア 技能士種別:
 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁

 イ 技能士種別:
 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁

 ウ 技能士種別:
 技能士
 、該当工種:
 工
 、特記事項根拠:
 頁

(8) (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員 と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領(令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知)に従うこと。

⑨ (情報共有システム)

情報共有システム(以下「システム」という。)を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その

他

① (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引 単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械 〔無し・有り

ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期

割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。 本工事の 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン (規格 t 吊) の採用単

価は(長期割引単価・通常単価) (建設物価_____月号、 頁) を採用し、本工事の 工で使用を想定している高所作業車(規格)の採用単価は(長期割引単価・通常単価) (建設物価 月号、 頁)を採用している。

① (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善(率計上分)実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1 実施内容ずつ(いずれか1項目のみ2実施内容)の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び 漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提 出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設 計変更は行わないが、その内容(目的に資するものであること)について監督員の確認を受けるこ

1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計 上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規 模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容				
	1.用水・電力等の供給設備,2.緑化・花壇				
仮設備関係	3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置				
	5. 昇降設備の充実,6. 環境負荷の低減				
	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)				
	2. 労働者宿舎の快適化				
営繕関係	3. デザインボックス(交通誘警備員待機室)				
	4. 現場休憩所の快適化				
	5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等				
	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ(電光				
安全関係	式標識等)				
	2. 盗難防止対策(警報機等)				
	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表				
	4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)				
	5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)				
地域連携	6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営				
	7. パンフレット・工法説明ビデオ				
	8.地域対策費等(地域行事等の経費を含む)				
	9. 社会貢献				
防災・危機管理関係	1. 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)				
(港湾・漁港事業)					

【災害復旧工事】 (該当しない場合は削除)

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用 は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び 設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

(13) (熱中症対策)

熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対策資 料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報(最高気温35℃以上が予想される場合)が発表された日において は、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十 分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

その 他

⑭ (現場管理費補正)

【治山工事、林道工事以外】

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

(15) (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について(令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知)(https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。ア 〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。

- イ 〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダ グラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
- ウ 〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用 しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として<u>OO</u>を使用し、材料費として1m2当 り 円を見込んでいる。

(ICT 活用工事[受注者希望型(Light ICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。

① (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が 発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

(標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。

⑩-(CCUS 活用推奨工事[受注者希望型])-

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況はhttps://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm を参照すること。

② (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

② (施工管理システム)

本工事は、施工管理システムの利用可能工事(試行)である。施工管理システムの利用を希望する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。なお、利用に関するアンケート調査に協力すること。対象とする施工管理システムは以下のホームページに掲載されたものである。

https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm

その他

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)~(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12) \sim (17) については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置 (機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)
- 2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事以外】 (該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。 【快適トイレに求める機能】(1)~(6)及び【付属品として備えるもの】(7)~(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】 (該当しない場合は削除)

設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)~(6)及び【付属品として備えるもの】(7)~(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3 その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

その他